

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【会社名】	信金中央金庫
【英訳名】	Shinkin Central Bank
【代表者の役職氏名】	理事長 柴田 弘之
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目3番7号
【縦覧に供する場所】	信金中央金庫 大阪支店 (大阪市中央区農人橋一丁目4番34号)
	信金中央金庫 名古屋支店 (名古屋市東区葵一丁目26番3号)
	信金中央金庫 神戸支店 (神戸市中央区八幡通三丁目2番1号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

本中金理事長 柴田弘之は、本中金の第68期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。